

## ※賃金支払の諸原則

### 通貨払いの原則

賃金は、通貨で支払わなければならない（労働基準法24条1項）。

### 直接払いの原則

賃金は、直接労働者に支払わなければならない（労働基準法24条1項）。

### 全額払いの原則

賃金はその全額を支払わなければならない（労働基準法24条1項）。

### 毎月1回以上一定期日払いの原則

賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時で支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので、厚生労働省令で定めるものはこの限りでない（労働基準法24条2項）。